

周南市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

周南市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市実費弁償条例の一部を改正する条例

周南市実費弁償条例（平成15年周南市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その支給額は別表のとおりとする」を「周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号。以下「旅費条例」という。）における一般職の職員の旅費の支給の例により算出した額とする」に改め、同条第2項中「周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）」を「旅費条例」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の周南市実費弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市実費弁償条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
(実費弁償の額)			(実費弁償の額)		
第 3 条 前条の実費弁償は、 <u>航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その支給額は別表のとおりとする。</u>			第 3 条 前条の実費弁償は、 <u>周南市旅費条例（令和 7 年周南市条例第 号。以下「旅費条例」という。）における一般職の職員の旅費の支給の例により算出した額とする。</u>		
2 前項の実費弁償の支給の方法については、 <u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）</u> を準用する。			2 前項の実費弁償の支給の方法については、 <u>旅費条例</u> を準用する。		
<u>別表（第 3 条関係）</u>					
航空賃、鉄道賃、船賃、車賃		日 当 (1 日 に つ き)	宿 泊 料 (1 夜 に つ き)		
周南市旅費条例別表第 1 区分欄 3 号の適用を受ける職員の旅費 の支給の例により算出した額		2,600円	13,100円		